

## ○ 実績目標（小）1－5：国際化への取組

<b>実績目標の内容及び目標設定の考え方</b>	<p>経済取引のグローバル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。</p> <p>このため、租税条約等に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。</p> <p>また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強化することにより、租税回避等の問題に対応します。</p>
--------------------------	---

## 上記の「実績目標（小）」を達成するための「施策」

- 実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換
- 実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
- 実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施
- 実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理
- 実1-5-5：外国税務当局との知見の共有
- 実1-5-6：開発途上国に対する技術協力

<b>関連する内閣の基本方針等</b>	該当なし
---------------------	------

<b>施策</b>	実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換
<b>取組内容</b>	<p>国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、執行面での国際的な協力の機運が一層高まっています。租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換が注目されています。</p> <p>このような状況の中、G20参加国・地域や途上国を含む約160か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」では、情報交換の効果的な実施のため、制度・執行の両面における各国の状況について審査を行っています。</p> <p>国税庁としては、情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税・徴収を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して的確かつ迅速に対応します。</p>

## 定量的な測定指標

[主要] 実1-5-1-A-1：情報提供 要請に対する90日以内の対応 (単位：%)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N.A.	

(出所) 長官官房国際業務課調

(注1) 数値は、外国税務当局からの情報提供要請の件数のうち、要請された情報の提供又は提供に向けた進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。

(注2) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

## (目標値の設定の根拠)

外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要

	<p>請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、相手国との良好なコミュニケーションが維持されることになります。</p> <p>○参考指標 1 「租税条約等に基づく情報交換件数」</p>
--	---

施策	実1-5-2：共通報告基準（C R S）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
取組内容	<p>平成26年にO E C Dで「共通報告基準（C R S : Common Reporting Standard）」が策定されたことを受け、平成27年に租税条約等実施特例法等が改正され、非居住者が保有する金融口座に関する情報（口座保有者の氏名、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）について、国内金融機関等から国（国税当局）に報告する制度が導入されました。</p> <p>平成30年以降は、国内金融機関等から4月末までに報告された日本非居住者の金融口座情報（C R S情報）について、租税条約等に基づき、9月末までに外国税務当局へ情報提供を行うとともに、外国税務当局からも、その国（地域）の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報（C R S情報）の提供を受けています。</p> <p>国税庁では、租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係の強化に努めるとともに、C R Sに基づく情報交換を的確に実施します。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-2-B-1：共通報告基準（C R S）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
	<p><b>（令和5事務年度目標）</b> 租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係を強化し、C R Sに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。</p>
	<p><b>（目標の設定の根拠）</b> 外国税務当局との協力関係を強化し、C R Sに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。</p>
	○参考指標 1 「共通報告基準（C R S）に基づく金融口座情報の交換件数」

施策	実1-5-3：国別報告事項（C b C R）の情報交換の的確な実施
取組内容	<p>多国籍企業による税源浸食と利益移転（B E P S）（用語集参照）の問題を踏まえ、B E P S報告書（用語集参照）において、多国籍企業グループに対し、最終親会社等の居住地国の税務当局に国別報告事項（C b C R : Country by Country Report）（用語集参照）の提供を義務付けるとともに、最終親会社等の居住地国の税務当局に対しては、提供を受けたC b C Rを、租税条約等に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとの勧告が示されました。</p> <p>これを受け、平成28年に租税特別措置法等が改正され、最終親会社等が日本にある総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループに対してC b C Rの提供を義務付ける制度が導入されました（平成28年4月1日以後に開始する会計年度から適用）。</p> <p>平成30年以降、最終親会社等が日本にある多国籍企業グループから提供されたC b C Rについては、租税条約等に基づき、その最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとともに、外国税務当局からも、日本に構成会社等が所在する多国籍企業グループのC b C Rについて提供を受けています。</p> <p>国税庁では、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対し移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動状況等に関する情報を各国税務当局間で共有し、C b C Rの情報交換を的確に実施します。</p>

## 定性的な測定指標

[主要] 実1-5-3-B-1：国別報告事項（C b C R）の情報交換の的確な実施

### （令和5事務年度目標）

多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、C b C Rの情報交換を的確に実施します。

### （目標の設定の根拠）

C b C Rの情報交換は、B E P S報告書の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強化することになります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1 「国別報告事項（C b C R）の情報交換件数」

施策	実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理
取組内容	<p>国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。</p> <p>また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。</p> <p>このような相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、対面による協議だけなくオンライン形式や電話会議を活用した非対面での協議の実施を含め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 実1-5-4-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理	
（令和5事務年度目標）	
相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。	
（目標の設定の根拠）	
外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処するために重要であることから、目標として設定しています。	
○参考指標1 「相互協議事案の処理状況」	
○参考指標2 「O E C D非加盟国との相互協議事案の処理状況」	
○参考指標3 「相互協議事案の平均処理期間」	

施策	実1-5-5：外国税務当局との知見の共有
取組内容	<p>国際的な脱税等への対応や二重課税の排除に加え、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等も各国に共通する税務執行上の課題となっていることから、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の策定に関する議論へ積極的に参画します。また、アジア税務長官会合（SGA TAR）（用語集参照）、OECD税務長官会議（FTA）（用語集参照）をはじめとするOECD関連会議等の多国間の国際会議や二国間会合を、オンライン形式での実施を含め有効に活用し、外国税務当局と諸問題に関する知見の共有を図ります。</p>

#### 定性的な測定指標

[主要] 実1-5-5-B-1：外国税務当局との知見の共有

(令和5事務年度目標)

各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。

(目標の設定の根拠)

各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解決のために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1 「税務当局間の主な国際会議」

施策	実1-5-6：開発途上国に対する技術協力
取組内容	<p>税務行政に関する技術協力（用語集参照）は、開発途上国の税務行政の改善・向上を後押しすることを目的としています。また、こうした協力により、日本の税務行政に対する理解者が育成され、両国税務当局間の協力関係の強化が図られるほか、投資環境の改善を通じ我が国経済への貢献も期待されます。</p> <p>このような観点から、政府開発援助（ODA）の枠組みなどの下、アジア諸国を中心に、①日本国内で実施される研修への受入れ、②研修講師等の派遣、③オンライン形式での研修の実施などにより、国際課税、納税者サービス、徴収などの税務行政上の諸問題に関する知識・経験の提供に積極的に取り組みます。</p> <p>技術協力に当たっては、BEPsなど国際課税に関する国際的な取組の動向、相手国税務当局の要望などを踏まえつつ、我が国の知識・経験を効果的かつ効率的に提供するよう取り組みます。</p>

#### 定量的な測定指標

[主要] 実1-5-6-A-1：開発途上 国に対する技術協力 の満足度 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	—	—	—	90	90
	実績値	—	92.4	93.0	98.9	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

(注2) 数値（割合）は、それぞれの研修のアンケートで得られた数値を単純平均したものです。

(注3) 令和2年度以降、オンライン形式での研修も含みます。

(注4) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P. 73に記載しています。

(注5) 令和4年度において、従前の2つの指標（「受入研修」、「職員派遣」）を統合しました。令和元年度から令和3年度までのそれぞれの指標の実績値は、受入研修:100%、95.5%、93.3%、職員派遣:94.5%、89.2%、93.9%です。

(目標値の設定の根拠)

開発途上国に対する技術協力として実施した研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアン

	ケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ令和4事務年度の目標値を引き続き設定しました。
	○参考指標1 「開発途上国に対する技術協力」

今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
<b>参考指標</b>	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。				
実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
上記の実績目標に関連する予算額はありません。					
<b>担当部局名</b>	長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（課税総括課）、調査査察部（調査課）、税務大学校	<b>実績評価実施予定期</b>	令和6年10月		